

## 横浜市地区センター条例の一部改正について

### 1 横浜市新羽コミュニティハウスの概要

1 建設場所	横浜市港北区新羽町 1 2 4 0 - 1
2 用途地域	近隣商業地域
3 構造・規模等	鉄骨造、地上 5 階建てのうち 2 階の部分 5 階 建物所有者事務室 4 階 地域ケアプラザ 3 階 地域ケアプラザ <u>2 階 コミュニティハウス</u> 1 階 共用スペース
4 延床面積	延床面積 約 220 m <sup>2</sup> (2 階コミュニティハウス部分)
5 施設内容	会議・集会室、プレイルーム、地域交流スペース
6 施設の特徴	民間事業者が建設するビルの一部を横浜市が賃借し、地域ケアプラザとコミュニティハウスを整備。
7 開館予定	平成 26 年 4 月
8 その他	指定管理者 (平成 25 年第 4 回市会定例会に指定議案を提出予定)

※港北区で 6 館目

### 2 管理を一体で行う理由

本施設の整備においては、「今後の地域ケアプラザ、コミュニティハウスの設置の基本的考え方について (通知)」に基づき、両施設の本来の機能は維持しつつ、それぞれの施設が有している地域交流機能を融合させることにより、限られた用地と施設を最大限に活用して 2 つの施設を整備する計画となっています。

これらの背景を踏まえ、指定管理者についても、両施設を有効活用して運営できるよう、一体で公募・管理することとしたものです。

### 3 条例改正の主な内容

- (1) 別表第1の2の表中に横浜市新羽コミュニティハウスを追加。
- (2) 同コミュニティハウス及び横浜市新羽地域ケアプラザを一体で公募・管理する旨の規定を追加するとともに、両施設名を挙げた別表第2の2を追加。
- (3) 指定管理者の候補者選定の際に、新たに横浜市地域ケアプラザ条例に規定される、「横浜市新羽地域ケアプラザ及び横浜市新羽コミュニティハウス指定管理者選定委員会」の意見を聴かなければいけない旨を規定。

### 4 施行期日

- (1) 施設の一体管理に関する改正規定  
公布の日から施行します。
- (2) 横浜市新羽コミュニティハウスの設置に関する改正規定  
別途規則で定める日から施行します。